



会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第20号の発行に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてから、本市農業委員会の活動に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されました。

1999年の制定から25年が経過する中で、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、農業を取り巻く情勢は制定時には想定されなかったレベルで大きく変化してきました。

本市においても、高齢化による担い手不足、気候変動による自然災害の影響、農地面積の減少による生産基盤の脆弱化など様々な課題に直面しています。

このような状況の中、いよいよ令和7年4月から、地域が目指す農地利用の姿を具体化する地域計画がスタートします。農業委員会としましても、この計画策定に当たっては、農業者の皆様からの意見もいただきながら、目標地図の素案作りを進めてきたところであります。この計画は、今回作成して終わりではなく、今後も各地域の実情に応じて見直しを重ねながら、実現していくことが重要です。

また、農地の貸借・売買についても、農地法又は農地バンク法（農地中間管理事業の推進に関する法律）によるものとなります。

農業委員会では、農地法を担当することになりますが、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化についても、農地中間管理機構をはじめとした関係機関と連携しながら地域計画の実現に向けて活動してまいります。

農業に関係する問題や制度改正への対応など、多くの課題がありますが、農業委員会の役割である、農地法等の法令に基づく事務（権利移動の許可、農地転用案件への意見具申等）、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する活動を継続し、こうした変化の中で、食料生産の基盤である農地を守り、新たな農業の展開を支えるため、皆様と共に取り組んでまいりますので、今後とも、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。